

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年2月3日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第4号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### 告 示

神奈川県告示第42号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成27年2月3日

神奈川県知事 黒岩祐治

#### 1 形質変更時要届出区域

高座郡寒川町小谷二丁目753番1の一部(次の図に示す部分に限る。)

#### 2 土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふつ素及びその化合物並びに鉛及びその化合物

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県環境農政局環境部大気水質課及び神奈川県湘南地域県政総合センター環境部環境保全課において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第43号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年2月3日

神奈川県知事 黒岩祐治

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芹沢1	茅ヶ崎市芹沢地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
芹沢2	茅ヶ崎市芹沢地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
芹沢3	茅ヶ崎市芹沢地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊

芹沢4	茅ヶ崎市芹沢地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
芹沢5	茅ヶ崎市芹沢地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
芹沢6	茅ヶ崎市芹沢地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
芹沢7	茅ヶ崎市芹沢地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
芹沢8	茅ヶ崎市芹沢地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
芹沢9	茅ヶ崎市芹沢地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
芹沢10	茅ヶ崎市芹沢地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
芹沢11	茅ヶ崎市芹沢地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
芹沢12	茅ヶ崎市芹沢地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
芹沢13	茅ヶ崎市芹沢地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
行谷1	茅ヶ崎市行谷及び芹沢地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
行谷2	茅ヶ崎市行谷地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
行谷3	茅ヶ崎市行谷地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
行谷4	茅ヶ崎市行谷地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
行谷5	茅ヶ崎市行谷及び下寺尾地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
行谷6	茅ヶ崎市行谷及び下寺尾地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
下寺尾1	茅ヶ崎市下寺尾地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
下寺尾2	茅ヶ崎市下寺尾地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
下寺尾3	茅ヶ崎市下寺尾地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
堤1	茅ヶ崎市堤地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
堤2	茅ヶ崎市堤地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
堤3	茅ヶ崎市堤地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
堤4	茅ヶ崎市堤地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
堤5	茅ヶ崎市堤地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
堤6	茅ヶ崎市堤地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
堤7	茅ヶ崎市堤地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
堤8	茅ヶ崎市堤地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
堤9	茅ヶ崎市堤地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
堤10	茅ヶ崎市堤地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
堤11	茅ヶ崎市堤地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊